

不適切文書作成に関する調査特別委員会

< 9 月 27 日 >

平成30年石岡市議会

不適切文書作成に関する調査特別委員会会議録

平成30年9月27日（木曜日）午前10時00分開会

本日の会議に付した案件

- 1 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について
- 2 参考人意見聴取について
- 3 その他

出席委員 9名

委員長	山本進君	委員	石橋保卓君
副委員長	関口忠男君	委員	川井幸一君
委員	村上泰道君	委員	大和田寛樹君
委員	谷田川泰君	委員	新田茜君
委員	勝村孝行君		

欠席委員 0名

議会事務局職員出席者

局長	鈴木幸治君	課長補佐	木崎憲一君
庶務議事課長	中山善正君	主任	塚本志保君

平成30年9月27日（木曜日）

午前10時00分開会

○委員長（山本進君） おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより不適切文書作成に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について、参考人意見聴取について及びその他であります。

これより議事に入ります。

地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況についてでございますが、前回の委員会で決定いたしました記録の提出要求につきまして、9月20日付で執行部から回答がございました。提出された記録についてお手元に配付してございますので、ご確認願います。

「出し山農村公園管理に関する覚書を締結する前（平成28年度）の東府中区の区長の氏名及び住所の情報」については、別紙1のとおり提出がございました。

それでは、お手元の記録にお目通し願います。

〔提出記録の確認〕

資料のご確認はよろしいでしょうか。

それでは、本件の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

いかがですか。発言ございませんか。

関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 資料請求いたしました当時の区長、〇〇〇〇さんに対しましては、いろいろ草刈り業務に対してお聞きすることが必要なと思います。

以上です。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 済みませんでした。言葉が足りませんでした。

当時の東府中区長として出し山農村公園管理に関する経緯を聞くために、証人として喚問したいと思います。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見、いかがでしょうか。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） それでは、私も委員長としまして、次回委員会において、出し山農村公園管理に関する覚書を締結する前（平成28年度）の東府中区の区長を証人として次回の委員会への出頭を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、参考人意見聴取についてでございますが、前回委員会で、本日の委員会への参考人招致を決定し、9月14日に委員会出席要請をお送りした出し山農村公園管理に関する覚書締結時点における出し山地区青年会長・〇〇〇〇氏より、お手元に配付させていただいたとおり、欠席したい旨の通知が議長宛てにございました。本件の取り扱いについて、皆様よりご意見をいただきたいと思います。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 本日おいでいただけなかったのは大変残念なことかと思えます。いろいろ調整がつかなかったということが理由になっているようではありますが、やはり今回の件に関しましては、ある程度、中心的な立場で青年会のほうの運営とか、草刈り業務にかかわっている部分もありますので、ある程度お話を聞く必要はどうしてもあるのかなというふうに思っておりますので、参考人ではなく、証人としておいでいただくというふうな要求をすべきであるかなというふうに思っています。

○委員長（山本 進君） ほかにいかがでしょうか。ご意見ございませんか。

いかがでしょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） それでは、ただいまのご意見を踏まえまして、委員長としましては、〇〇〇〇氏を、改めて証人として次回の委員会に出頭を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより、今後の委員会運営について協議をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

〔 休 憩 〕

○委員長（山本 進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、その他として、次回開催日時についてでございますが、私としましては、次回は10月19日午前10時からの開催としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、100条調査権に基づく記録の追加提出要求についてであります。これまでの調査結果から、私としましては、出し山農村公園の草刈り業務に関し、都市建設部と東府中区との間で行われた一連の協議の記録、これは期間を平成29年1月から4月までと限定いたしますが、これらの記録について提出を求めてはと考えますが、本件について委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、この際、お諮りいたします。先ほどの記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、10月12日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、次回委員会に出頭を求める証人についてでございますが、先ほど決しましたとおり、出し山農村公園管理に関する覚書を締結する前（平成28年度）の東府中区の区長・〇〇〇〇氏、出し山農村公園管理に関する覚書締結時点における出し山地区青年会長・〇〇〇〇氏の両人を、証人として、地方自治法第100条第1項に基づき次回委員に出頭するよう請求したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、証言を求める事項についてでございますが、証人には、議長から当委員会への証人出頭請求書を送付いたしますが、その際、証人に対してどのようなことについて証言を求めるのか、あらかじめ証言を求める事項を通知する必要があるがございます。本件について、私から質問事項の案を示させていただきます。

私といたしましては、〇〇〇〇証人につきましては、1つに、出し山地区青年会について、2点目、出し山農村公園管理の経緯について、さらに3点目、東府中区区長当時、地元で請け負っていた草刈り業務について、以上3点をお伺いし、〇〇〇〇証人につきましては、出し山地区青年会について、出し山農村公園管理の覚書を市と締結した経緯についてをお伺いしてはどうかと思いますが、委員の皆様のご意見はございませんか。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。本件については、先ほどの案のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、出頭すべき日時につきましては、〇〇〇〇証人につきましては、次回委員会の午前10時10分、〇〇〇〇証人につきましては、同日午前11時10分としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

その他の件で、ほかにご発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） よろしいですか。それでは、ないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時28分閉会

石岡市議会委員会条例第60条の規定により署名する。

委員長 山本 進